

# 【 社会福祉法人 蓮華園 行動計画 】

職員が公私とも充実した生活を送ることができるよう連続3日以上 of 連休取得に取り組み、また出産や育児・介護等が理由の退職とならず、男女ともに継続勤務できる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年11月1日 ～ 令和10年3月31日 までの3年5ヶ月

2. 当法人の課題

① 年次有給休暇の取得は（年間10日以上ある者については）年間5日以上はとれているもの、3日以上 of 連休については、一部の職員しか取得できていない。

② 出産育児・介護を理由に有望な人材が退職するケースがある。

3. 目標と取組内容・実施時期

## 目標 1

有給休暇のみもしくは休日と組み合わせて3日以上 of 連休を100%の職員が必ず年に1回以上はとることができるよう環境整備を行う。

令和6年11月～令和7年5月

前年度の3連休の取得状況を確認する。

令和7年6月～令和8年3月

3日以上 of 連休を取得できていない原因を調査し確認する。

令和8年4月～令和8年8月

全職員に3日以上 of 連休の取得を推進していることを周知する。

毎月取得に向けた声掛けと計画的年休の付与を実施するとともに取得可能な勤務シフトの組み立てを行う。

令和8年9月～令和10年3月

毎年度の3日以上 of 連休の取得状況を確認し、定期的な声掛けおよび周知を継続し、全職員が取得している状況を確認なものとしていく。

令和9年度実績100%達成を目指す。

## 目標 2

産休や男性も含めた育休・介護休業等の制度や短時間勤務制度などの周知と取得促進に向けた情報提供を行い、休業後の職場復帰を促進し、勤続年数の1%アップを目指す。

令和6年11月～令和7年2月

子育てや介護は個人だけの問題ではないと捉え、事業所全体のこととして取り組むことを全職員へ周知する。

令和7年3月～令和7年12月

子育てや介護などで悩みを抱えている職員の状況を把握する。

令和8年1月～令和8年6月

制度に関する資料やパンフレット等を配布し説明を行う。

令和8年7月～令和10年3月

全職員へ周知がなされるよう、繰り返し情報提供を行う。

産休・育休・介護休業等の該当職員には個別に再度情報提供を行う。